

公益財団法人すこやか食生活協会理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(常勤理事の報酬等)

第1条 協会に常時勤務する理事(以下「常勤理事」という。)に支給する定例の報酬(以下「報酬」という。)は、俸給、期末手当及び通勤手当とする。

2 各常勤理事の報酬は、年額500万円(俸給及び期末手当)を上限として、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

3 常勤理事の報酬のうち俸給については、年額分を分割し、俸給月額として支給する。また、期末手当については職員給与規程第11条第1項及び第2項の規定、通勤手当については職員給与規程第12条の規定を準用する。この場合、これらの規定中、「職員」とあるのは、「常勤理事」と読み替えるものとする。

4 新たに常勤理事となった者には、その日から俸給を支給する。

5 常勤理事が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

6 常勤理事が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

7 第5項及び第6項の規定により俸給を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(退職手当)

第2条 常勤理事が退職し、又は死亡した場合には、その者(死亡した場合にはその遺族)に退職手当を功労金又は弔慰金として支給する。

2 退職手当の額は、常勤理事が退職し、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に在職期間(異なる常勤の役職の在職期間を含み、4年を超える在職期間については算入しない。以下同じ。)1年につき100分の100を乗じて得た額とする。なお、在職期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

3 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人(本人が死亡したときは、その遺族)に支給する。

4 遺族の範囲及び順位については、職員退職手当支給規程第12条の規定に準じる。

(評議員、非常勤理事及び監事に対する費用の支払)

第3条 評議員、非常勤理事及び監事は、無報酬とする。

2 評議員、非常勤理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を理事長の定めるところにより支払うものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から適用する。